

平成27年度

栃木県後期高齢者医療広域連合
定例監査結果報告書

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成27年度定例監査報告書

第1 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第2 監査の対象

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局（総務課、管理課、給付課）

第3 監査の実施期日

平成27年12月16日

第4 監査事項

平成27年4月1日から平成27年10月31日までの財務に関する事務の執行

第5 監査の方法

財務事務が、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、事務事業の執行管理に関する監査資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

第6 監査項目

- 1 運営方針
- 2 組織
- 3 予算の執行状況
- 4 財産の管理状況
- 5 主要な事務事業
- 6 業務委託の執行状況
- 7 負担金、補助金及び交付金等の執行状況

第7 監査の結果

当広域連合では、毎年度運営方針を策定し、効率的・効果的な事業運営、財政の安定化、保険者機能の強化の目標を定め、計画的に事業運営に取り組んでおり、また、被保険者数が年々増加する中で効率的な組織運営に当たっていると認められる。引き続き、市町と連携し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図られたい。

財務に関する事務については、予算、主要事業及び業務委託の執行状況を中心に監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。引き続き、円滑な事務執行に努力されることを望む。

なお、全般的な意見として次のとおり所見を述べるので、今後とも、予算の適

正な執行を念頭に、健全かつ円滑な制度運営に取り組まれない。

- (1) 急速に高齢化が進む中、後期高齢者に対する医療費も増加していく見通しであることから、安定した医療給付を行うとともに、医療費適正化の取組、健康診査等計画的な保健事業の実施を着実に推進されたい。
- (2) 業務委託の実施については、契約方法や契約相手方等の見直しに取り組まれているところであるが、今後とも、事務の効率化及び予算の適正執行に取り組むよう努められたい。
- (3) 事務費については、その主たる財源が構成市町の負担金によることから、歳入予算を適切に管理するとともに、歳出予算の適正な執行に努められたい。